

水道管の凍結にご注意ください

冬の冷え込みが厳しいと、水道管の水が凍って出なくなったり、水道管が破裂することがあります。

水道管破裂などの事故を防ぐために、家庭で簡単にできる凍結防止対策や凍結した場合の対処方法をお知らせします。

凍結しやすい条件・箇所は

気温が**マイナス4度以下**になると、水道管が凍りやすく破裂することがあります。



屋外で次のような場所の水道管は凍りやすいので、早めに凍結防止の準備をお願いします。

- ▼管が露出している水道管
- ▼家の北側などで、日の当たらない場所の水道管
- ▼風当たりの強い場所の水道管

水道管の凍結防止方法

露出している水道管や蛇口、給湯器の配管に、保温材、古い毛布や乾いた布などを巻き付けます。その上から、ビニールテープなどを巻き、濡れないようにしっかりと保温します。



※防寒保温チューブと外装テープはホームセンターなどで手に入れることもできます。

凍結して水が出なくなったら

凍結で水が出ないときは、自然に解けるまで待つか、凍った箇所タオルなどを巻き付けて、ぬるま湯をゆつくりとかけてください。(余熱も利用できて効果的です。)



※熱湯をかけると、水道管が破裂する危険があるため、必ずぬるま湯で行ってください。

水道管が破損したときは

速やかにメーターボックス内の止水栓を閉めて、漏水を止めてください。次に、裏面の「宇和島市水道局指定給水装置工事業者」へ修理を依頼してください。

※宅内の水道管破損による修繕費用は利用者の負担となります。



簡単! 漏水チェック

1. 家庭の全ての蛇口を閉めます。
2. 水道メーターを確認します。

このパイロットが回っていたら漏水しています



宇和島市水道局

からのお知らせ

空き家・空き部屋の所有者、長期間留守にする人へ

空き家や空き部屋を所有している方、旅行等で長期間不在の場合は、凍結により破損・漏水が起きても長期間気付かずに対応が遅れてしまうことがあります。

▼事前にメーターボックス内の止水栓を閉め、凍結による漏水事故を予防しましょう。

▼凍結による破損・漏水は氷が解ける屋頃になって発生することが多いため、帰宅するまでの長時間気付かず、水道料金が高額になってしまいますので注意してください。

事前にメーターボックスの場所を確認しておきましょう

この冬、凍結して慌てる前に、自宅の水道メーター(量水器)と止水栓の場所を確認しておきましょう。積雪等でメーターボックスが埋もれてしまうと更に見つけにくくなります。



宇和島市水道局凍結

検索

宇和島市水道局 指定給水装置工事事業者一覧 (市内業者)

※事業者を地区ごとに掲載しておりますので、各事業者にご相談の上、ご依頼ください。 令和2年12月1日現在

地区	指定事業者名	電話	住所
宇和津	(有)上田水道 *	22-3307	愛宕町2丁目2-48
	ウラモト施工 *	25-5320	妙典寺前乙586-1
	吉田設備サービス	25-8315	野川甲1159-5
明倫	(有)小川電機商会	23-5558	長堀1丁目4-10
	(有)亀井組	22-0982	元結掛1丁目3-15
	栄設備 *	22-3069	本町追手1丁目2-1
	(有)ヤマグチ	22-1867	堀端町2-28
	(有)ヨコガワ *	29-0031	長堀2丁目甲534-13
鶴島	宇和島市管工事協同組合 *	22-2776	文京町1番地
	ウォーターライフサポート *	24-4611	中央町1丁目2-4
	亀岡ガス販売(株) *	22-0797	坂下津甲407-19
	(株)四電工宇和島営業所	22-4555	坂下津甲407-83
	(有)城東建設	24-0867	坂下津甲407-44
	南予ガス(株)	23-1200	坂下津甲407-12
	兵頭設備 *	24-0993	明倫町4丁目7-3
	宮川設備 *	090-8282-5007	中央町1丁目2-1
	(株)宇和島燃焼器 *	24-2525	和霊元町1丁目5-5
	(資)愛媛水道 *	22-2685	鶴島町6-21
天神	オオノ産業	22-6643	錦町1番20
	河野産業(資)	22-1778	朝日町1丁目1-27
	豊田冷機工業(株) *	22-4368	寿町1丁目5-7
	濱野設備	25-5346	大宮町1丁目3-21
	三原産業(株)	22-5656	寿町2丁目9-12
	宮尾建設工業(有)	23-0069	丸穂町1丁目1-27
	重松兄弟設備(株)宇和島営業所	22-6547	伊吹町甲1115-8
	すいどう屋愛幸	49-2837	柿原甲1929-10
和霊	TY設備	25-8274	伊吹町1270-3
	(有)兵頭企画 *	23-0622	伊吹町乙100-24
	(株)明成 *	24-0050	伊吹町甲1323-1
	浅井設備 *	090-7620-3977	大浦甲959-20
	(有)あさの *	26-6517	住吉町1丁目1-18
住吉	高田実業	25-2156	大浦甲959-6
	TOMO設備	22-7343	大浦甲65-3
	古岩建設(有)	22-7261	大浦甲1623-1
	山崎電気工事	22-7945	住吉町2丁目5-10
	(株)浅田組	22-0057	寄松甲154
番城	(有)入川水道 *	27-0922	祝森甲4207-1
	木原設備	27-2217	宮下甲184-4
	(有)長尾清掃社	27-1858	寄松字無月甲1285-1
	浜田設備	27-1229	祝森甲1928-1
	(株)藤川設備 *	49-1543	保田甲263-1
	村上水道サービス *	22-5048	寄松甲217-5
	山下企画 *	090-5715-3860	保田甲1144-3
	福井設備 *	28-0514	小浜2118
三浦	(有)中村設備 *	29-0190	三浦東499-4
	水野設備 *	29-0329	三浦東2173番地
高光	(有)市村設備 *	25-8282	高串1番耕地534-16
	(株)入江組	25-3322	高串2番耕地1199
	葛西産業(株) *	22-2206	高串丙66-1
	久保設備	25-3966	光満甲1313
下波	(有)川中建設	62-0331	下波938

地区	指定事業者名	電話	住所
吉田	(有)旭電工	52-0552	吉田町裡町55
	阿部電機(株)	52-0101	吉田町沖村甲416
	(有)伊藤建設	52-2030	吉田町西小路110
	芝興業 *	52-2137	吉田町鶴間1428-1
	(株)パナ・ワールド	52-1532	吉田町東小路甲84-5
	富士野建設(株)	52-0039	吉田町魚棚43
	(有)山下実業	52-0582	吉田町沖村甲372
	(株)山下石油 *	52-0135	吉田町魚棚34-6
	川島建設(有)	54-0328	吉田町南君2080-1
	(有)竹田建設	54-0007	吉田町南君1562-18
奥南	(有)清家組	52-2545	吉田町法花津8-253
	浜住設備	52-4569	吉田町法花津6-88-1
玉津	立間 オータラジオ商会	52-1095	吉田町立間2-2436
三間	三間 愛協建設(有)	58-2935	三間町土居中846
	三間 岡崎設備	58-4380	三間町北増穂470
	成妙 松岡工務店	20-7576	三間町成家845
岩松	成妙 曾我設備	58-3407	三間町大藤760-3
	泉建設工業(株)	32-2004	津島町高田丙157-1
	一幸設備	32-5781	津島町高田甲528-1
	(株)井上設備 *	49-3423	津島町岩松甲702-3
	(株)小島組	32-2636	津島町近家甲212-7
	(株)篠山土建	32-5700	津島町高田甲417-8
	島建設(株)	32-3854	津島町近家甲1520-1
	西南建設(株)	32-2538	津島町岩松甲572-1
	津島土建(株)	32-2730	津島町高田甲117
	船田建設(株)	32-2711	津島町高田乙257
清満	伊手興業	32-5681	津島町増穂乙884-1
	来島鉄工 *	32-3003	津島町山財4935
	谷村石油	32-3144	津島町岩淵852
	(株)藤堂組	32-2757	津島町岩淵甲838
	B-P-R-O設備	32-4367	津島町岩淵乙740-1
	兵頭建設(株)	32-4708	津島町岩淵丙495-1
	(株)藤建設	32-2234	津島町山財5379
	愛南開発(株)	32-2689	津島町下畑地板/川甲65-2
畑地	亀岡建設(株)	32-2589	津島町下畑地乙770
	坂本水道	32-3933	津島町下畑地甲348
	山協設備	32-5847	津島町下畑地甲1394-2
	兵頭住建(株)	32-5968	津島町下畑地甲1540-1
	魚崎設備	49-2651	津島町泥目水216-1
下灘	(有)昇栄興業	35-0762	津島町横浦346
	中本電気設備工業(有)	35-0171	津島町横浦356-1
北灘	(有)山本緑化センター *	32-2476	津島町北灘乙60-4
	和田商店	32-3318	津島町北灘甲2224-2

※水道の修理を行うことができるのは、左表←の水道法に定められた「指定給水装置工事事業者」だけです。

*... 宇和島市管工事協同組合員

市外業者は、宇和島市水道局のホームページに掲載しています。

宇和島市水道局指定業者



○問合先 宇和島市水道局給水課 給水係 Tel.22-5265

- ・給水装置とは、配水管からご家庭に引き込まれた水道管や蛇口などです。
- ・給水装置に関する工事は、水道局指定の「指定給水装置工事事業者」が行うことになっており、指定事業者以外の者が行うことはできません。たとえ小規模な工事であっても指定事業者に依頼してください。